

第 608 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 5 月 2 日（火）午後 1 時 29 分から午後 1 時 51 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（9 人）

-	-	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	-	-
-	-	-	-	-	-	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（4 人）

1	稲村 耕一	8	渡邊 和巳	10	森田 泰彰	11	川口 寛市
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 608 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 29 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 608 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、1 番稲村委員、8 番渡邊委員、10 番森田委員、11 番川口委員が欠席ですので、在籍委員 13 名中 9 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。先月は欠席で失礼いたしました。今回は時節柄、田植えで欠席の方がいます。今年の予報ではエルニーニョで秋の多雨の予報もあるようです。田のためには晴れてほしいところです。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 608 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。2 番 澤邊委員、5 番 佐久間委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、5 番</p>

佐久間委員	<p>佐久間委員、お願いします。</p> <p>議案第1号1番について、申請地を4月29日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。県道上畑湊線（通称もみじロード）と県道鴨川保田線（通称長狭街道）との接点より東の方向1km付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、遠方で耕作を行うことができなかつたため、権利者に管理をお願いしておりました。今回売却を申し出たところ、権利者の自宅前で耕作に便利であったことから、売買による所有権移転の申請を行うものであります。営農計画は、露地野菜の栽培を行う予定であります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、近くに住んでいた義務者が市外へ転出したことで耕作出来なくなった畑の管理を行っておりました。義務者より売却の申出があり、自宅近くで立地条件も良いことから購入するための申請であります。申請地は、農振農用地区域外農地2筆366㎡、権利者の耕作面積は8,059㎡、農作業歴52年、従農数2名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちら5番 佐久間委員、お願いします。</p>

佐久間委員	<p>議案第1号2番について、申請地を4月29日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。県道上畑湊線、通称もみじロードと県道鴨川保田線、通称長狭街道の接点より南の方向100m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は高齢であることから、後継者である権利者へ耕作地の一部を贈与するための申請であります。営農計画は、水稻栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足をさせていただきます。権利者と義務者は親子関係であり、同一敷地内ではありますが、別世帯により生活を送っている者であります。今まで権利者と共に農業を営んできましたが、高齢になったことから、所有農地の一部を後継者へ贈与による所有権移転をしたく、本申請に及んだものであります。申請地は、農振農用地区域外農地942㎡、権利者の耕作面積は別世帯であることから0㎡、農作業歴10年、従農数2名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号3番について、担当委員は10番森田委員ですが本日欠席ですので、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局（山口）	<p>議案第1号3番について、森田委員が欠席ですので事務局より説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公園入口より東の方向100m付近に位置する農地であります。担当委員より、4月30日に現地確認したところ、畑として利用されており問題は無いとの報告を受けてございます。</p> <p>本申請は、隣接する権利者の宅地と、義務者の市街化区域農地を交換することにより、土地の形状が良くなり互いに自己所有地との一体的な利用ができ、使い勝手が良くなることから、申請を行うものであります。営農計画は露地野菜の栽培を予定しております。申請地は市街化区域農地98㎡、権利者の耕作面積は236㎡、農作業歴48年、従農数2名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員は10番森田委員ですが本日欠席ですので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第2号1番について、申請地を4月30日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より東の方向約500mに位置する農地であります。権利者は、再生可能エネルギーを事業の主軸とした脱炭素社会の実現を目指す法人であり、申請地は太陽光発電設備を設置するにあたって日</p>

	<p>照条件の良い適地なことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号2番について申請地を昨日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。岩瀬海岸の下に位置する農地であります。</p> <p>権利者は建築および土木工事を行う法人であり、申請地は従業員の静養のための保養所にするにあたり、海に近く、陽当たりも良い場所として都合がいいことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺は住宅地になっており、周辺には影響がなく問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。用水は上水道、汚水・雑排水は合併浄化槽から雨水とともに側溝に排水します。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。保養所として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和5年第4次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号5-4-1利用権の設定等を行う者 ■■■■■ 対象農地 ■■■■■ 田 1,580㎡、転貸を受ける者 ■■■■■、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間10年の新規契約であります。以下、整理番号5-4-2から4までが再契約、5から15までが新規契約でそれぞれ期間5年となっております。合計で貸し手6名、借り手5名 筆数</p>

	<p>15筆 面積 27,546 m²であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。次に、4ページから8ページまでが、利用権の設定を受ける者5名の農業経営の状況でございます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番2番は店舗として賃借権設定するもので、面積の合計は1番が276 m²、2番が305 m²、3番9番10番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は3番9番がともに合計219.33 m²、10番が計304 m²、4番から8番は駐車場として所有権移転するもので、4番から7番は同一物件の持ち分の移転で、面積は計126 m²、8番の面積は239 m²です。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。(なし)</p> <p>事務局何かありますか。(なし)</p>

会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。次回の農業委員会総会は、6月5日月曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後1時51分</p>
----	--